



平成24年(行ウ)第32号

補助金交付決定取消請求事件

原告 長瀬 猛

被告兵庫県

答 弁 書

平成24年6月19日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

〒650-0027 神戸市中央区中町通2丁目1番18号

日本生命神戸駅前ビル 11 階 乗鞍法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人 弁護士 栗 鞍 良 彦

電話 078-382-2131

FAX 078-382-2302



第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 本件訴えを却下する。
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

2 本案の答弁

- (1) 原告の請求を棄却する。
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

本件訴えは、以下のとおり、地方自治法242条の2第1項に定める訴訟要件を欠く不適法なものであるから却下されるべきである。

1 いわゆる2号請求の要件

地方自治法242条の2第1項は、訴えをもって請求できる事項を同項1号から4号で定めているところ、「交付決定を取り消す。」とする本件訴えの請求の趣旨に対応するのは、同項2号の「行政処分たる当該行為の取消し」以外にないが、この2号請求については、「行政処分」が存在することが要件である。

2 本件の補助金交付決定が行政処分に当たらないこと

(1) 補助金交付決定の処分性に関する裁判例

「地方自治体が私人に対して補助金を交付する関係は、地方自治体がその優越的地位に基づき公権力を発動して私人の権利、自由を制限し、これに義務を課するものではなく、本来、資金の交付を受けたいという私人の申込みに対する承諾という性質を有する非権力的なものであるから、その関係においては、原則として、地方自治法242条の2第1項2号に規定する行政処分は存在しないものというべきであり、ただ、法令等が一定の政策目的のために、一定の者に補助金の交付を受ける権利を与えるとともに、補助金の交付申請及びこれに対する交付決定という手続により行政庁に申請人の権利の存否を判断させることとした場合、あるいは、一定の者に補助金の交付を受ける権利を与える旨の規定が法令等に存在しなくても、法令等が補助金の交付申請に対して行政庁が交付決定をするという手続を定め、右決定に対する不服申立手続を設けているような場合など、法令等が特に補助金の交付決定に処分性を与えたものと認められる場合には、右交付決定は地方自治法242条の2第1項2号に規定する行政処分に当たるものというべきであり、
「そしていわゆる法治主義の原則の要請するところにより、右の法令等とは形式的意味の法律のみならず、条例等法律に準ずるものとされているものを

含むが、行政庁が自らの内部規則として定めた規則及びいわゆる要綱等は、それが法律ないし条例等の委任を受けたものでない限り、これを含まないものと解するのが相当である。」（東京地裁昭和63年9月16日判決（行集39巻9号859頁）及びその控訴審の東京高裁平成元年7月11日判決（行集40巻7号925頁）。その他同旨名古屋地裁昭和59年12月26日判決（判時1178号64頁）、旭川地裁平成6年4月26日判決（行集45巻4号1112頁及びその控訴審の札幌高裁平成9年5月7日判決（行集48巻5・6号393頁）等）。

(2) 本件の補助金交付決定について

ア 本件の補助金交付決定が非権力的なものであること

被告は、学校法人兵庫朝鮮学園（以下「朝鮮学園」という。）に対して、平成23年度において、外国人学校振興費補助（以下「振興費補助」という。）及び私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助（以下「授業料軽減補助」という。）に係る補助金の交付決定をしている（詳細は、本案主張に関する第4の2(2)のとおり。以下、両補助金を併せて「本件補助金」という。）。

本件補助金は、私立学校法64条5項が準用する同法59条、私立学校振興助成法16条が準用する同法10条及び地方自治法232条の2に基づくものであるほか、振興費補助については、平成23年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱（乙1号証の1）及び平成23年度外国人学校振興費補助金交付事務取扱要領（乙1号証の2。以下、この要綱と要領を合わせて「振興費補助金交付要綱等」という。）、授業料軽減補助については、平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱（乙2号証。以下「授業料軽減補助金交付要綱」という。）に補助対象者、補助要件、交付手続等が規定されている。

本件補助金の交付決定は、朝鮮学園からの申請に対し、振興費補助金交

付要綱等及び授業料軽減補助金交付要綱に定める事業を行うことを条件として贈与を行うことを承諾するものである。

すなわち、私立学校法59条は、「…地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。」と定め、この規定は、「専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人」に準用されており（同法64条5項、4項）、また、私立学校振興助成法10条は、「地方公共団体は、…補助金を支出…できる」と定めているところ、この規定は同法16条によって「私立学校法第64条第4項の法人」、すなわち、「専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人」に準用され、そして、地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定しているが、これらは、いずれも、地方公共団体が必要があると認める場合に、補助金を交付できる旨を定めたものである。

また、振興費補助金交付要綱等及び授業料軽減補助金交付要綱は、あくまで本件補助金の交付を補助希望者が申し込み、同希望者が補助対象事業を行う場合に金銭を交付する旨、行政内部の交付手続を定めているに過ぎない（乙1号証の1・2、乙2号証）。

イ 本件補助金の交付を受ける権利はないこと

上記アのとおり、私立学校法64条5項が準用する同法59条、私立学校振興助成法16条が準用する同法10条及び地方自治法232条の2の各規定は、地方公共団体が必要と認める場合に、補助金を交付できる旨を定めている。

従って、これら法律が、一定の者に補助金を受給する権利ないし申請権を定めたものでないことは文言上明らかである。

また、振興費補助金交付要綱等及び授業料軽減補助金交付要綱は、補助

事業の目的、補助事業の対象となる者、補助事業の対象となる経費、補助率などの補助条件に加え、補助金の交付申請、補助金の交付決定、実績報告、補助金額の確定の各手続について定めているが、補助事業を適切に実施することを条件に補助金を交付することを定めるに過ぎず、一定の者に補助金を請求できる権利を認めるものではない。

ウ その他補助金の交付決定に処分性を与える法令等の規定はないこと

上記のとおり、私立学校法64条5項が準用する同法59条、私立学校振興助成法16条が準用する同法10条及び地方自治法232条の2は、交付対象者にいかなる権利を認めるものでもなく、不服申立手続を定めてもいないし、他に本件補助金の交付決定に処分性を与えていると解し得るような法令等の規定は一切存在しない。

エ 小括

以上より、本件補助金の交付決定は、地方自治法242条の2第1項2号の「行政処分」には当たらない。

3 以上より、本件訴えは、地方自治法242条の2第1項2号の要件を満たさないから、不適法であり速やかに却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 「第1 原告らの住民監査請求とその結果」について

(1) 1項につき、不知。

(2) 2項につき、認める。ただし、明石朝鮮初級学校は、平成24年3月27日付けで廃止認可となっている。

なお、「私立専修学校高等過程等授業料軽減補助」は、「私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助」が正しい。

(3) 3項につき、概ね認める。

原告が、平成24年2月1日、兵庫県監査委員に対し監査請求を行ったこ

と、同請求に対し、平成24年3月30日付けで、兵庫県監査委員が、「本件措置要求については、理由のないものと判断する。」との判断をしたことは、認める。

2 「第2 北朝鮮と拉致問題と朝鮮総連」について

原告の請求との間に関連性が見いだせないため、認否は差し控える。

3 「第3 朝鮮学校における民族教育について」について

原告の主張する意見・見解等については、認否を差し控える。

事実に関する主張のうち、2項中「朝鮮学校の法的位置づけは、教育基本法及び学校教育法に基づくものでなく自動車教習学校などと同じ各種学校の扱いであり、『法律に定める学校』ではない」とする点は、趣旨が不明であり、認否が困難であるが、原告のいう「朝鮮学校」が、学校教育法134条1項にいう各種学校であり、教育基本法6条1項にいう「法律に定める学校」ではないことを主張するものであれば、その限りにおいて認め、「朝鮮学校は、その構成・人事・内容・財政のいずれにおいても国又は地方公共団体による直接の監督下になく、」とする点は、否認ないし争う。朝鮮学校は、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法等教育関係法規による法律上の規制を受けている。その余は不知。

4 「第4 朝鮮学校に対する補助金交付の違法性」について

(1) 1項「地方自治法232条の2違反」について

ア 「(1)」について

一般論としては認める。

イ 「(2) 教育基本法14条2項（政治的中立の要請）違反」について

第1段落は認め、第2段落のうち、第1文は否認ないし争い、第2文は不知。第3段落については、事実是否認し、主張は争う。

ウ 「(3) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律…違反」について

本件補助金交付が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成18年法律96号。以下「北朝鮮人権侵害問題対処法」という。）3条に違反することは争う。

エ 「(4) 小括」について
争う。

(2) 2項「憲法89条後段違反について」について

ア 「(1)」について
認める。

イ 「(2)」について
概ね認める。

ウ 「(3)」について
否認ないし争う。

エ 「(4) 小括」について
否認ないし争う。

5 「第5 まとめ」について
争う。

第4 本案についての被告の主張

1 本件補助金交付について

(1) 朝鮮学園及び同法人が設置する学校について

朝鮮学園は、私立学校法64条4項、5項、第31条に基づき、兵庫県知事から昭和38年9月30日に認可を受けた学校法人である。朝鮮学園の目的は、その寄付行為3条において、「教育基本法及び学校教育法に従い、私立各種学校…を設置し、在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成することを目的とする。」（乙3号証）とされているところである。

また、朝鮮学園が設置運営している7校の学校（尼崎朝鮮初中級学校、伊丹朝鮮初級学校、神戸朝鮮初中級学校、西神戸朝鮮初級学校、神戸朝鮮高級学校、西播朝鮮初中級学校及び明石朝鮮初級学校（平成24年3月27日廃止認可）。以下、これらの各学校を合わせて「本件学校」という。）は、学校教育法134条、4条に基づき兵庫県知事から設置の認可を受けた各種学校である。

(2) 平成23年度の被告の本件補助金の交付決定について

朝鮮学園に対する振興費補助については、平成23年10月21日に交付申請があり（乙4号証）、平成23年12月1日に交付決定し（乙5号証）、平成23年12月15日に1億3211万2000円を支出（概算払）し、平成24年4月10日に実績報告があり（乙6号証）、平成24年5月8日に同額にて補助金額の確定を行った。

授業料軽減補助については、平成23年10月25日に交付申請があり（乙7号証）、平成23年11月25日に交付決定し（乙8号証）、平成23年12月15日に491万円を支出（概算払）し、平成24年4月5日に実績報告があり（乙9号証）、平成24年4月26日に同額にて補助金額の確定を行った。

2 本件補助金制度について

(1) 私立学校振興助成法等の法律の規定について（地方自治法232条の2にいう公益上の必要性の存在）

第2の2(2)アで述べたとおり、私立学校法59条は、「…地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。」と定め、この規定は、「専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人」に準用されており（同法64条5項、4項）、また、私立学校振興助成法10条は、「地方公共団体は、…補助金を支出…できる」と定めているところ、この規

定は同法16条によって「私立学校法第64条第4項の法人」、すなわち、「専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人」に準用されている。

そして、地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」として、公益上必要な場合に補助をすることができることを定めている。

(2) 平成23年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱

この要綱は、被告の行政組織中、企画県民部に関する統一要綱であり、このうち、別表（第2条関係）が振興費補助について定めている。

同別表の「補助事業の目的」欄には、「外国人学校に在籍する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、もって外国人学校教育の運営に資する」と記載され、同表中「補助事業の対象となる者」の欄には、「外国人学校の設置者」と記載されている（乙1号証の1）。

つまり、この要綱は、外国人学校教育についての運営費補助を定めるものであり、同補助金の趣旨は、運営費の補助を通じ、外国人生徒・児童等に対する教育の機会均等や、国際親善等の推進を図ることにある。

外国人生徒・児童等に対しても、教育に対する配慮が必要であることは言うまでもなく、また、振興費補助事業は地方公共団体たる被告と国際社会との架け橋となる人材育成に資する事業であり、振興費補助制度には、「公益上の必要性」（地方自治法232条の2）が明確に存在する。

また、朝鮮学園の寄付行為3条は、「在日同胞子女に対する民族教育を行い、在日同胞社会、日本をはじめとする国際社会に活躍しうる人材を育成することを目的とする」と定めているが（乙3号証）、実際にも、本件学校について、国公立大学等が卒業生の受験資格を認めていること、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）等のスポーツや文化面においても高校等と同様に活動していること等から、基本的に小中高校等に準じた教育施設として、他の外国人学校と同様の取扱をしているものであり、公益上の必要性は強く認めら

れる。

(3) 平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱

この要綱は、授業料軽減補助金の交付手続、交付事業、交付対象者等について定めるものである（乙2号証）。

同要綱によれば、「私立専修学校高等課程等に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保する」ことが授業料軽減補助金の趣旨であり（同要綱1条）、補助金の対象となる事業は、「兵庫県内に専修学校高等課程等を設置している学校法人が、当該専修学校高等課程等に平成23年10月1日現在在籍する生徒の保護者に対し、その所得の多寡に応じ…授業料軽減を行う事業」とされている（同要綱3条）。

同補助金の趣旨も、振興費補助と同様、外国人生徒・児童等に対する教育機会の均等、国際親善等の推進を図ることにあるほか、特に、保護者の所得が低額である生徒に対し、授業料の負担を軽減して、就学機会を確保するものであり、授業料軽減補助金制度には、「公益上の必要性」（地方自治法23条の2）が明確に存在する。

実際にも、振興費補助と同様、朝鮮学園の寄付行為が人材育成を目的とするものであること、国公立大学等が卒業生の受験資格を認めていること、スポーツや文化面においても高校等と同様に活動していることのほか、特に、授業料軽減補助金は、保護者の所得が低額である生徒に対して授業料低減を図ったものであることから、公益上の必要性は強く認められる。

3 本件補助金の交付と教育基本法14条2項について（訴状第4の1に対する反論）

教育基本法6条1項でいう「法律に定める学校」とは、学校教育法の定める系統的学校制度を構成している学校をいい、学校教育法1条に規定する「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」（いわゆる1条校）をいうものである。

一方、各種学校とは、「(学校教育法)第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)」である(学校教育法134条)。

そして、教育基本法14条2項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定めているから、各種学校たる本件学校には、教育基本法14条2項は、適用されないことになるが、教育基本法14条2項が適用されない学校だからといって、前述第4の2(1)において引用した私立学校法59条、64条5項及び4項、私立学校振興助成法10条、16条の各規定からも明らかなように、その学校に対する補助金の交付が直ちに違法となるものではない。

4 北朝鮮人権侵害問題対処法に違反しないこと(訴状第4の1に対する反論)

原告は、本件補助金支出が、北朝鮮の立場を地域住民である生徒に教育することの支援となる、朝鮮総連を迂回して北朝鮮に対する支援となる、拉致問題の解決のための経済制裁の実効性を虚しくし、同法3条に定める地方公共団体の責務規定に違反するなどと主張しているが、あまりにも論理が飛躍しているといわざるを得ない。

また、同法3条は、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。」としているところ、この規定は、地方公共団体の責務を定めたものであり、地方公共団体に対して、「国民世論の啓発を図るよう努める」ことのほかは、何ら、具体的な作為ないしは不作為義務を課しているものではなく、原告の主張は、その前提を欠いているといわざるを得ない。

なお、被告は、拉致問題に関するポスターや啓発パネルを被告の設置する施設等に掲示するほか、署名活動の実施など同法3条の趣旨に沿う、国民世論の啓発を図る活動を行っているところである。

5 憲法89条後段に違反しないこと（訴状第4の2に対する反論）

- (1) 原告は、朝鮮学園は、「公の支配に属しない」として、本件補助金支出は、憲法89条後段違反であるなどと主張しているが、全く失当である。
- (2) 朝鮮学園及び本件学校は、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法等教育関係法規による法律上の規制を受けており公の支配に属している。

ア 朝鮮学園に対する規制

朝鮮学園は、私立学校法64条4項の学校法人として認可を受けており、その資産、組織、管理に関して法的に規制されている（私立学校法64条5項で準用される同法25条、35条、48条）。

また、朝鮮学園に対しては、被告の所轄庁である兵庫県知事は、収益事業の停止や解散を命ずることができる（私立学校法64条5項で準用される同法61条、62条）。

さらに、補助金の交付を受けた私立学校法64条4項の法人については、私立学校振興助成法により、被告の所轄庁である兵庫県知事は、業務や会計の状況を報告させ、予算の変更や役員の解職をすべき旨勧告することができるなどとされている（私立学校振興助成法16条で準用される同法12条1号ないし4号）。

イ 本件学校に対する規制

各種学校である本件学校に対しては、所轄庁が教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求め（私立学校法64条1項で準用される同法6条）、学校の閉鎖命令を行う権限がある（学校教育法134条2項で準用される同法13条1項）。

ウ 以上のことからすると、補助金の使途やその事業等が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保され、公の財産の濫費を避けることができるのであるから、本件学校及び朝鮮学園に対しては、憲法89条後段に規定する「公の支配」が及んでいる（千葉地裁平成21年4月24日

判決（乙１０）、千葉地裁平成２３年１０月１１日判決（乙１１）、東京高裁平成２４年３月１４日判決（乙１２））。

- ６ 以上より、本件補助金の交付決定に何ら違憲、違法とされるべき瑕疵がないことは明らかである。

以 上



平成24年（行ウ）第32号
補助金交付決定取消請求事件

原告 長 瀬 猛
被告 兵 庫 県

証 拠 説 明 書

平成24年6月19日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 乗 鞍 良 彦



号証	標題（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
乙 1 の 1	平成23年度兵庫県 企画県民部補助金 交付要綱	写し	平成 23 年 4 月 1 日	被告	振興費補助金交付要綱及び振興費 補助金交付事務取扱要領の内容、 並びに被告が、これらにしたがい、 朝鮮学園に対して振興費補助に係 る補助金を交付した事実（ただし、 乙 1 の 1 の別表及び「別に定める 事項」は、該当部分のみ抜粋した。）
乙 1 の 2	平成23年度外国人 学校振興費補助金 交付事務取扱要領	写し	平成 23 年 4 月 1 日	被告	
乙 2	平成23年度私立専 修学校高等課程等 生徒授業料軽減補 助金交付要綱	写し	平成 23 年 4 月 1 日	被告	授業料軽減補助金交付要綱の内容 及び被告がこれにしたがい、朝鮮 学園に対して授業料軽減補助に係 る補助金を交付した事実
乙 3	学校法人兵庫朝鮮 学園寄付行為	写し	平成 23 年 1 月 25 日	朝鮮学園	朝鮮学園の目的
乙 4	平成23年度外国人 学校振興補助金交 付申請書	写し	平成 23 年 10 月 21 日	朝鮮学園	朝鮮学園が、平成23年10月21日、 被告に平成23年度の振興費補助金 の交付申請を行った事実

号証	標題（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
乙5	補助金交付決定通知書	写し	平成23年12月1日	兵庫県知事	被告が平成23年12月1日、朝鮮学園に対する平成23年度の振興費補助金の交付を決定した事実
乙6	補助事業実績報告書	写し	平成24年4月10日	朝鮮学園	朝鮮学園が、平成24年4月10日、被告に平成23年度の振興費補助金の実績を報告した事実と報告内容
乙7	平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付申請書	写し	平成23年10月25日	朝鮮学園	朝鮮学園が、平成23年10月25日、被告に平成23年度の授業料軽減補助金の交付を申請した事実（ただし、添付書類中「(2)補助対象生徒一覧表」は、生徒氏名及びその保護者の市町民税所得割額の合算が記載されているため、省略した。）
乙8	補助金交付決定通知書	写し	平成23年11月25日	兵庫県知事	被告が、平成23年11月25日、朝鮮学園に対する平成23年度の授業料軽減補助金の交付を決定した事実
乙9	平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金に係る実績報告書	写し	平成24年4月5日	朝鮮学園	朝鮮学園が、平成24年4月5日、被告に平成23年度の授業料軽減補助金の実績を報告した事実と報告内容
乙10	平成21年4月24日千葉地方裁判所判決正本（平成20年（行ウ）第25号損害賠償等請求事件）	写し	平成21年4月24日	千葉地方裁判所書記官	千葉市長が千葉朝鮮学園振興協議会に対してした平成19年度及び平成20年度の負担金合計280万4000円の支出が、地方自治法232条の2、憲法89条後段に違反しないとされた裁判例

号証	標題（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
乙11	平成23年10月11日 千葉地方裁判所判決正本（平成23年（行ウ）第3号損害賠償請求事件）	写し	平成23年10月11日	千葉地方裁判所書記官	千葉県知事が学校法人千葉朝鮮学園に対してした平成21年度及び平成22年度の補助金合計1124万円の支出が，地方自治法232条の2，憲法89条後段に違反しないとされた裁判例
乙12	平成24年3月14日 東京高等裁判所判決正本（平成23年（行コ）第360号損害賠償請求控訴事件）	写し	平成24年3月14日	東京高等裁判所書記官	同上（乙11の控訴審判決）



平成23年度兵庫県企画県民部補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、第1号により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに県知事に報告するとともに、県知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。
 - (3) 補助金を直接若しくは間接にその財源の全部若しくは一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事務若しくは事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対する間接補助金の交付決定に当たって、補助事業者は、第1号及び第2号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。
- 3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第5条 補助事業者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の着手の届出）

- 第6条 知事は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

- 第7条 補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）
 - (2) 補助事業の内容の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）

(3) 補助事業の中止又は廃止

- 2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付決定額の変更)

第8条 補助事業者は、第4条第3項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第7号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、第4条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、知事が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第9号）を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 知事は、補助事業者が補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けるときを含む。以下同じ。）又は第4条の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書（様式第10号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第12条 知事は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を

執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。
- 3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 知事は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、確定した補助金の額が、交付決定額（第8条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 知事は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第12号）により補助金を交付する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することができる。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 知事は、第13条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することがある。

(加算金及び遅延利息)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第20条 知事は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第58号）の例による。

(補 則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 知事及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(手続の特例)

2 この要綱第4条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。

別表（第2条関係）

補助事業名	外国人学校振興費補助
補助事業の目的	外国人学校に在籍する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図り、もって外国人学校教育の運営に資する。
補助事業の対象となる者	外国人学校の設置者 学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校で同法第134条第2項で準用する同法第4条に基づき認可を受けたもの
補助事業の対象となる経費	次の事業に要する経費 1 専任教職員人件費 2 教育研究経費及び管理経費 消耗品、光熱水費、旅費交通費、修繕費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、経理指導費、福利厚生費 3 校地、校舎取得に係る借入金利息 4 設備関係支出 教育研究用機器備品支出及び図書支出 5 その他、知事が必要と認める経費
補助率	定 額
補助金の額	予算の範囲内の額
適用除外する条項	第21条第2項
その他の事項	補助金交付事務取扱要領による。

別 に 定 め る 事 項

関係条項	外国人学校振興費補助
第 3 条	(添付書類) 補助金交付事務取扱要領による
	(指定期日) 別途通知する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 交付決定額に変更を及ぼさない範囲での変更
	(軽微な事業内容の変更) 同 上
第 8 条第 1 項	(添付書類) 第 3 条の添付書類に準ずる
	(指定期日) 別途通知する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) 必要に応じ通知する。
第 1 1 条	(添付書類) 補助金交付事務取扱要領による
	(指定期日) 翌年度の 4 月 10 日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) 5 年

補助金交付申請書

第 号
平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名 印

平成 年度において、 事業を下記のとおり実施したいので、
補助金 円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添
えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費区分（別記）
- 2 事業の着工予定年月日 平成 年 月 日
事業の完了予定年月日 平成 年 月 日
- 3 添付書類

別 記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

兵庫県知事 印

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった 事業補助金
については、金 円を下記の条件を付して交付することに決定したので通知しま
す。

記

- この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付 第 号で申請のあつた事業とし、その内容は 事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- この事業は、平成 年 月 日までに完了しなければならない。
- 補助金交付の条件は、前5項に定めるもののほか、次のとおりとする。

補助金交付決定内容変更承認申請書

第 号

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名 印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった平成 年度

事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容及び経費の区分（別記：変更前を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。）

補助事業中止（廃止）承認申請書

第 号
平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名 印

平成 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった平成 年度
事業について次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく補助金交付要綱第7条第1項の規定
により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 廃止予定年月日 平成 年 月 日

中止予定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

補助金交付決定内容変更承認通知書

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

兵庫県知事 印

平成 年 月 日付 第 号で変更申請のあった、平成 年度 事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付 第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金交付の条件等については、上記ほかは、平成 年 月 日付 第 号の事業補助金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

補助事業中止（廃止）承認通知書

第 号
平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

兵庫県知事 印

平成 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった平成 年度
事業補助金については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認申
請書に記載のとおり中止（廃止）する。

補助金変更交付申請書

第 号
平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名 印

平成 年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった平成 年度事業の内容を下記のとおり変更し、補助金 円の交付を受けたいので承認願いたく補助金交付要綱第8条の規定により、申請します。

記

変更の理由

以下、補助金交付申請書の様式に準じる。

※変更前を上段に（ ）書き、変更後を下段に記入する。

補助金交付決定変更通知書

第 号

平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

兵庫県知事 印

平成 年 月 日付 第 号で変更申請のあった 事業

補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

記

1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。

2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
今回増（△減）額決定額	円

3 補助金交付の条件等については、上記のほか、平成 年 月 日付 第 号の事業補助金交付決定通知書第3項から第6項までのとおりとする。

補助事業遂行困難状況報告書

第 号

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった平成 年度

事業については、下記のとおり事業の遂行が困難となったので、補助金交付要綱第9条第2項の規定により報告します。

記

1 事業の遂行が困難な理由

2 今後の見通しと所見

補助事業実績報告書

第 号

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名 印

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった平成 年度

事業を下記のとおり実施したので、補助金交付要綱第11条の規定によりその実績を報告します。

記

以下、補助金交付申請書の様式に準ずる。

（注）申請内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

別 記

収 支 決 算 書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 1 収支の計はそれぞれ一致する。

2 県補助金は、見込み額を記入する。

補助金額確定通知書

第 号

平成 年 月 日

（補助事業者名） 様

兵庫県知事 印

平成 年度 事業補助金として下記のとおり補助金を確定したので
通知します。

記

1 確定額 金 円

補助金請求書

金

円也

ただし、平成 年度

補助金

補助金交付決定額

円（概算払のとき）

補助金確定額

円（精算払のとき）

既受領額

円

今回請求額

円

<根拠> 補助金交付決定通知

第
平成 年 月

号（概算払のとき）
日

補助金交付決定変更通知

第
平成 年 月

号（概算払のとき）
日

補助金確定通知

第
平成 年 月

号（精算払のとき）
日

上記のとおり、補助金を精算（概算）払いによって交付されたく、平成 年度補助金交付要綱第
14条第1項（第2項）の規定により請求します。

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

（添付書類）

補助金交付決定取消通知書

第 号
平成 年 月 日

(補助事業者名) 様

兵庫県知事 印

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった 事業補助金
については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金額 円を取り消す。
- 2 事業に要するに経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円

- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、別記のとおりとする。

(取消しの理由)

平成23年度外国人学校振興費補助金交付事務取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、平成23年度企画県民部補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、平成23年度外国人学校振興費補助金に係る事務処理の適正な執行を図るため、要綱に定めるもののほか補助金交付に関して必要な事項について定める。

(補助金の交付対象)

第2条 要綱第2条別表の補助事業の対象となる外国人学校とは、もっぱら外国人の児童・生徒等を対象とした教育を行う学校教育法第1条に規定する学校に準じた学校で、同法第134条第2項で準用する同法第4条に基づき認可を受けたものをいい、別表1に掲げる学校とする。

ただし、補助金を交付することが適当でないと知事が認めた外国人学校を除く。

(補助金の配分方法)

第3条 要綱第2条の補助金額は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に相当する各課程(以下「各課程」という。)の単価に平成23年5月1日現在の各課程の生徒数を乗じて得た額の合計とする。各課程の単価は、予算額を平成23年5月1日現在の各課程の生徒数に別表2に定める配分比を乗じた数の合計(小数点以下は切り捨て)で除した額に別表2に定める配分比を乗じた額(小数点以下は四捨五入)とする。

2 前項の規定により算出した額は、要綱第2条の事業等に要する経費の2分の1以内とする。

3 前2項の規定に基づき算定した額の合計が、予算額に満たない場合は別表3に定めるところにより算定した額を加算する。

4 前3項の規定に基づき算定した額は、平成23年度予算額を勘案して別表4に定めるところにより調整を行う。なお、1,000円未満の端数については予算額の範囲以内で端数調整し、第2項の補助限度を超えるものについては補助限度以内の調整とする。

(交付申請の添付書類)

第4条 要綱第3条で知事が別に定める添付書類は、事業計画書(様式第1)とする。

(実績報告の添付書類)

第5条 要綱第11条で知事が別に定める添付書類は、補助金実績報告書内訳(様式第2)とする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

別表1 外国人学校一覧表

学 校 名	設 置 者
伊丹朝鮮初級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
尼崎朝鮮初中級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
神戸朝鮮初中級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
西神戸朝鮮初級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
神戸朝鮮高級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
西播朝鮮初中級学校	(学) 兵庫朝鮮学園
カネディアン・アカデミィ	(学) カネディアン・アカデミィ
聖ミカエル国際学校	(学) 聖ミカエル国際学校
マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール	(学) マリスト国際学校
神戸ドイツ学院	(財) 神戸ドイツ学院
神戸中華同文学校	(学) 神戸中華同文学校
芦屋インターナショナルスクール	(学) 芦屋インターナショナルスクール

(12校)

(7法人)

別表 2

相当する課程	配分比
幼稚園	0. 5 3 0 9
小学校	0. 8 4 4 7
中学校	0. 8 5 7 9
高等学校	1. 0 0 0 0

別表 3 補助金の加算

補助限度額－第3条第1項及び第2項に基づいて算定した額 予算残額 × $\frac{\text{補助限度額－第3条第1項及び第2項に基づいて算定した額}}{\text{(補助限度額－第3条第1項及び第2項に基づいて算定した額) の計}}$ ただし、円未満は切り捨てとする。
--

別表 4 予算による調整

第3条第1項から第3項まで の規定に基づき算出した額 × $\frac{\text{予算額}}{\text{第3条第1項から第3項までの規定に基づき算定した額の計}}$

平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立専修学校高等課程等に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するため、学校法人が実施する授業料軽減事業に対し兵庫県が私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「専修学校高等課程等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 専修学校の高等課程（修了者に大学入学資格が付与される高等課程に限る。）

(2) 各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして、別表1に掲げるもの

2 この要綱において、「学校法人」とは、専修学校高等課程等を設置する学校法人（準学校法人を含む。）をいう。

3 この要綱において、「保護者」とは、学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、兵庫県内に専修学校高等課程等を設置している学校法人が、当該専修学校高等課程等に平成23年10月1日現在在籍する生徒の保護者に対し、その所得の多寡に応じ別表2中第2欄に掲げる金額以上の授業料軽減を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

ただし、就学支援金を控除した後の納付すべき授業料（年額）が別表2中第2欄に掲げる軽減金額を下回る場合は、納付すべき授業料の額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、修業年限の終期が4月から9月までの間である専修学校高等課程等（以下「特例校」という。）については、平成23年4月から9月の間に卒業した生徒に限り、前項中「平成23年10月1日現在」とあるのは「平成23年4月1日現在」とする。

3 特例校における授業料の額（年額）は、次の各号により算定した額とし、第1項ただし書の軽減金額は、当該生徒の保護者の所得に応じ、別表2中第2欄に掲げる金額を12で除して得た額に平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（以下「当該年度」という。）の在籍月数を乗じて得た額とする。

(1) 当該年度中に別表1に掲げる学校に入学又は進級した生徒については、1学年分の授業料を12で除して得た額に当該年度の在籍月数を乗じて得た額

(2) 当該年度中に別表1に掲げる学校を卒業した生徒については、最終学年分の授業料を12で除して得た額に当該年度の在籍月数を乗じて得た額

(3) 前2号に規定する生徒以外の生徒については、当該年度中に在籍した各学年分の授業料をそれぞれ12で除して得た額に当該年度中の各学年の在籍月数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額

(授業料の軽減を受けることができる者)

第4条 前条に定める補助事業による授業料の軽減を受けることができる者は、進級又は卒業の見込みのある生徒の保護者のうち、次の各号に該当する者のなかから、学校法人が選考のうえ決定するものとする。

(1) 兵庫県内に住所を有すること。

(2) 平成22年中の所得が、別表2中第1欄に掲げる所得基準に該当すること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は第3条に定める補助事業による授業料の軽減を受けることができる。

(1) 転退職又は死亡により平成23年中の所得が前年と比して著しく減少し、別表2中第1欄に掲げる所得基準以下となる見込みの者。

(2) その他特別な事情のあるもの。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別表2中第1欄に掲げる所得基準の区分に該当する申請者の数に同表第2欄に掲げる金額を乗じて得た金額の合計額以内とする。

2 補助事業による授業料軽減の対象となる保護者の生徒が年度途中で除籍又は転退学したときは、当該生徒に係る補助金は、次の各号により算定した額のいずれか少ない額を限度とする。但し、いずれの場合も当該生徒が在籍した期間を限度とする。

(1) 既に授業料を軽減した額。

(2) 当該生徒の保護者の所得に応じ、別表2中第2欄に掲げる金額を12で除して得た額に授業料を納入した月数を乗じて得た額。

(学校法人の徴する書類)

第6条 補助事業を実施する学校法人は、保護者から授業料軽減申請書(様式第1号)を提出させるとともに、補助事業が完了したときは、授業料軽減確認書(様式第3号)を徴さなければならない。

(申請書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする学校法人は、補助金交付申請書(様式第4号)を別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、すみやかにその内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該決定に係る学校法人に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付の決定をするにあたり、必要な条件を付することができる。

(申請書の取り下げ)

第9条 第7条の規定による申請書を提出した学校法人は、前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付さ

れた条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(軽減すべき額の決定)

第10条 第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた学校法人は、前条第1項の規定により申請を取り下げる場合を除き、交付決定の内容に基づき、対象となる保護者ごとに軽減すべき額を決定し、この旨を授業料軽減決定通知書(様式第2号)により保護者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第11条 第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた学校法人は、当該通知に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、知事が別に定める軽微な変更を除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(交付決定額の変更)

第12条 学校法人は、第8条第1項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第6号)及び知事が別に定める添付資料を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、第8条第1項及び第2項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により当該学校法人に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 学校法人は、補助事業の完了後30日以内又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の実績報告書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書(様式第9号)により当該学校法人に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により確定した補助金の額が、第8条第1項の規定により通知した交付決定額(第12条の規定により変更した場合にあっては、変更した後の額をいう。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第15条 知事は、前条第1項の額の確定を行ったのち、学校法人から提出される補助金請

求書（様式第10号）により、補助金を交付する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払いをすることができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第16条 知事は、第8条第1項の規定による交付決定の通知を受けた学校法人が、次の各号の一に該当すると認められるときは、当該通知に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。

- 3 知事は、第14条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定に準じ返還させるものとする。

（遅延利息の納付）

第17条 前条の規定により、補助金の返還を命じられた学校法人は、その返還に係る補助金を期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

（帳簿の整備及び書類の保存）

第18条 学校法人は、補助金に係る経理を明らかにする帳簿を備え、かつ証拠書類を整備して当該年度終了後5年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

第19条 学校法人は、補助事業を実施するにあたり、生徒及び保護者について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

名 称
カネディアン・アカデミイ（第 10 学年から第 12 学年までの課程に限る。）
マリスト・ブラザーズ・インターナショナル・スクール（高等科の第 1 学年から第 3 学年までの課程に限る。）
神戸朝鮮高級学校（第 1 学年から第 3 学年までの課程に限る。）

別表 2（第 3 条関係）

(単位：円)

第 1 欄		第 2 欄
保護者の所得等		軽 減 金 額
生活保護世帯		60,000 円
平成 23 年度市（町）民 税所得割額 (保護者全員の合算)	0 円	35,000 円
	18,900 円未満	25,000 円
	111,000 円未満	15,000 円

兵庫県

整理番号

授業料軽減申請書

平成 年 月 日

学校法人 理事長 様

〔申請者（保護者）〕

住 所

氏 名

印

電話番号

生徒との続柄

〔生徒〕 科 学年 組

学籍番号（出席番号）

住 所

氏 名

電話番号

平成23年度授業料の軽減を受けたいので必要書類を添えて申請します。

授業料軽減決定通知書

平成 年 月 日

保護者

様

所在地

学校法人名

理事長名

印

このたび、兵庫県から平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金の交付を受けることになったので、あなたが納付すべき授業料を下記のとおり軽減します。

記

納付すべき授業料 ①	円
就学支援金交付額 ②	円
県制度による授業料軽減額 ③	円
差引負担額 ①-②-③	円

兵 庫 県

整理番号

授業料軽減確認書

金 円

上記金額を平成23年度の授業料軽減として受けたことに相違ありません。

平成 年 月 日

学校法人 理事長 様

〔申請者（保護者）〕

氏 名 印

〔生徒〕

科 学年 組

氏 名

平成23年度私立専修学校高等課程等
生徒授業料軽減補助金交付申請書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地

学校法人名

理事長名

印

(学校名

)

平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

添付書類

- (1) 補助金交付申請一覧表
- (2) 補助対象生徒一覧表

補助金交付申請一覧表

1 総括

内 訳 補助金名	補助事業に要する経費		
	補助金申請額	法人負担額	合 計
授業料軽減補助金	円	円	円

2 区分

単 価	1 年生	2 年生	3 年生	計
60,000 円	人	人	人	人
35,000 円				
25,000 円				
15,000 円				
計				

3 軽減実施方法

軽 減 方 法	1. 授業料と相殺 (月分) 2. 学資負担者に還付 3. その他 ()
----------------	--

※ 該当する項目に○をつける。

補助金交付決定通知書

教第 号
平成 年 月 日

補助事業者名

学校法人

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金については、金 円を交付することに決定したので通知します。

兵庫県知事 井戸 敏三

1. この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金の額	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 この事業は、平成24年3月31日までに完了しなければならない。

補助金変更交付申請書

第 号
平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

所在地

学校法人名

理事長名

印

(学校名

)

平成 年 月 日付け教第 号で補助金交付決定のあった平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助事業の内容を下記のとおり変更し、補助金 () 円の交付を受けたいので承認願いたく、平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

1 変更の理由 別紙

2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額

補助事業に要する経費 () 円

補助対象経費 () 円

補助金の額 () 円

今回増額申請額 円

※変更前金額を () 書きすること。

別紙

補助金変更理由書

平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

所在地

学校法人名

理事長名

印

(学校名

)

1 生徒氏名・学年 (年生)

2 保護者氏名

3 軽減額 円 (変更前 円)

4 変更理由

※ 所得証明書の写しを添付すること

補助金交付決定変更通知書

教第 号
平成 年 月 日

補助事業者名

学校法人

平成 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定したので通知します。

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補 助 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円
今 回 増 加 決 定 額	円

- 3 補助金交付の条件等については、上記のほか、平成 年 月 日付教第 号の私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付決定通知書第4項から5項までのとおりとする。

平成23年度私立専修学校高等課程等
生徒授業料軽減補助金に係る実績報告書

平成 年 月 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

所在地

学校法人名

理事長名

印

(学校名)

平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 総括

補助金交付決定額	補助事業実施額 ①	残 額 (返還額)
円	円	円

※ ①は、②と③の合計額である。

2 実施額の内訳

(1) 交付決定どおり軽減を実施した生徒数及び軽減金額

単価	1年生	2年生	3年生	計	軽減金額
60,000 円	人	人	人	人	円
35,000 円					
25,000 円					
15,000 円					
計					② 円

(2) 交付決定から残額を生じた生徒及び軽減金額

[illegible]

※1 学年別、軽減決定額の順に記入すること。

2 転・退学、休学等の理由で残額を生じた場合には、転・退学、休学となった日付を記入すること。

様式第9号

教第
平成 年 月 号
日

学校法人

理事長 様

兵庫県知事 井戸 敏三

平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金確定通知書

このことについて、平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

補助金請求書

金 円也

ただし、平成23年度私立専修学校高等課程等生徒授業料軽減補助金

補助金交付決定額 円（概算払いのとき）

補助金確定額 円（精算払いのとき）

既受領額 円

今回請求額 円

〈根拠〉

補助金交付決定通知 [教第 号、平成 年 月 日]（概算払いのとき）

補助金交付決定変更通知 [教第 号、平成 年 月 日]（ ）

補助金確定通知 [教第 号、平成 年 月 日]（精算払いのとき）

上記のとおり、補助金を精算（概算）払いによって交付されたく、平成23年度補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地
学校法人名
理事長名
(学校名 印)

振込先金融機関	銀行	支店
預金種別	1. 普通預金	2. 当座預金 3. 預金
口座番号		
ふりがな義名		